

Ⅲ. 景観条例構成（案）

景観条例の策定に向けて、他都市事例を整理した上で、古賀市に必要な条例項目を整理した。各項目を以下に示す。

項目	選定理由
第一章 総則 ①目的 ②定義 ③市の責務 ④市民の責務 ⑤事業者の責務	他都市を参考（項目に大きな違いなし）
第二章 景観計画の策定 ①景観計画の策定 ②景観計画策定の手続き ③景観計画の変更	他都市を参考（項目に大きな違いなし）
第三章 行為の規制等 ①景観計画の遵守 ②条例で定める届出行為 ③特定届出対象行為 ④行為等の届出 ⑤完了届 ⑥届出及び勧告等の適用除外 ⑦事前協議 ⑧適合の通知 ⑨助言又は指導 ⑩勧告又は命令 ⑪公表	太宰府市・大牟田市・宗像市・福津市を参考
第四章 景観重要建造物及び景観重要樹木 ①景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等 ②景観重要建造物及び景観重要樹木の管理の基準 ③景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の解除	他都市を参考（項目に大きな違いなし）
第五章 推進体制 ①古賀市景観審議会 ②組織及び運営 ③景観アドバイザー	【景観アドバイザー】 太宰府市・宗像市・福津市を参考
第六章 雑則	
第七章 附則	